

後期高齢者医療特別会計

本制度は75歳以上の高齢者等を対象とした制度で、制度の運営は都道府県ごとに設置され県内の全市町村が加入する岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者の役割を果たし、市町村と事務を分担しながら特別会計を設け運営を行っています。

財源は、主に公費による負担、国民健康保険や被用者保険など現役世代からの支援金、そして後期高齢者からの保険料により賄われます。

1. 被保険者数

遠野市における被保険者数は、本制度が施行された平成20年度は5,675人でしたが、年々増加しており、今後においても増加し続けるものと見込まれます。

この制度では一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方も、被保険者の対象となっており、制度への加入は選択制となりました。旧老人保健法で障がい認定されていた受給者の数は平成19年度に307人で、平成23年度では140人となりました。被保険者総数は、満75歳の年齢到達者を誕生日から被保険者に加え、平成19年度の老人保健受給者から380人増の6,035人となっています。

表1)被保険者(受給者)数の推移

(単位:人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
被保険者(受給者)数	5,655	5,675	5,806	5,929	6,035
上記のうち障がい認定を受けた者(65~74歳)	307	214	194	168	140

(年度内の各月末人数の平均により算出)

2. 保険料

本制度では、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、被保険者に個人単位で保険料を賦課し、徴収します。保険料は広域連合ごとに2年を単位に設定され、岩手県は県内原則一律の均等割35,800円と、被保険者の所得に所得割率6.62%を乗じて算出した金額の合計金額で。所得の低い人ほど負担が軽減されるように配慮されており、減額した保険料は、市町村と都道府県による公費で補填されます。

また、保険料の徴収方法は原則年金からの天引き(特別徴収)ですが、被保険者の希望により市町村が徴収する普通徴収を選択できます。遠野市の平成23年度の保険料賦課総額は、前年度比227,200円減の168,770,200円となりました。保険料の収納については、被保険者の保険料負担の公平性を確保するため、臨戸催告を実施し、保険料を直ちに支払うことが困難である被保険者には納付計画を作成し、滞納解消に努めています。

表2)保険料の賦課、収納状況(還付未済額を除く)

区分	当初賦課決定額	年度末賦課確定額	収納済額	収納率(%)
特別徴収	28,902件 126,098,900円	28,081件 117,991,100円	28,081件 117,991,100円	100.00
普通徴収	7,461件 41,285,000円	8,667件 50,779,100円	8,592件 50,539,100円	97.53
滞納繰越	122件 1,351,500円	122件 1,351,500円	97件 927,300円	68.61
合計	36,485件 168,735,400円	36,870件 170,121,700円	36,770件 169,457,500円	99.61

表3)平成23年度決算状況

事項 款別	歳 入		事項 款別	歳 出	
	決算額(円)	構成比		決算額(円)	構成比
1 後期高齢者保険料	169,526,900	61.74	1 総務費	11,662,303	4.26
2 使用料及び手数料	58,900	0.02	2 広域連合納付金	262,101,173	95.65
3 寄附金	0	0	3 諸支出金	268,000	0.09
4 繰入金	103,745,000	37.79	4 予備費	0	0
5 諸収入	454,400	0.17	合 計	274,031,476	100.00
6 繰越金	758,452	0.28			
合 計	274,543,652	100.00			

(歳入) 274,543,652 円－(歳出) 274,031,476 円＝512,176 円は平成24年度に繰越

3. 医療の動向

遠野市の後期高齢者医療に係る費用を、旧老人保健制度のもとでの実績と比較しました。

平成16年から平成18年度までは、対象年齢を満70歳から75歳に引き上げる移行期であり、対象者数は減少しています。

1人当りの給付費(自己負担を除いて公費等で負担した費用)は、平成16年度から平成18年度は増減の幅がわずかでしたが、平成19年度から増加に転じ、給付費についても年々増加しています。総体としての給付費増の要因は1件当りの給付費の増加によります。

頻回受診や多受診は、給付費を増加させることから、医療費適正化のための重要な指導項目です。広域連合においては、被保険者の意識啓発を図るため、適正受診及び後発医薬品普及啓発のチラシを作成し医療費通知等とともに送付し周知を行っています。

平成22年度は前年度比6.02ポイントの増となった総医療費は、平成23年度も2.85ポイントの増加となり、一部負担金を除いた給付費も0.60ポイントと同様の増加となりました。1人当り、1件当りの給付費ともに減少しているものの、対象者数が年々増加しており、給付費の増が今後も見込まれます。

表4)医療給付費の状況

年 度	対象者数 (人)	件数 (件)	総医療費(円)	給付費(円)	1人当り 給付費(円)	1件当り 給付費(円)
平成16年度	6,470	146,050	3,725,632,673	3,420,581,086	528,683	23,421
平成17年度	6,207	140,332	3,638,899,898	3,325,537,116	535,772	23,698
平成18年度	5,933	132,559	3,434,896,279	3,146,597,570	530,355	23,737
平成19年度	5,655	132,019	3,504,993,914	3,206,180,056	566,964	24,286
平成20年度	5,675	132,679	3,718,040,546	3,380,397,663	595,665	25,478
平成21年度	5,804	135,868	3,672,586,770	3,331,438,962	573,990	24,520
平成22年度	5,929	130,964	3,893,589,121	3,537,947,139	596,719	27,015
平成23年度	6,035	132,049	4,004,674,742	3,559,334,938	589,782	26,955
前年対比	101.79%	100.83%	102.85%	100.60%	98.84%	99.78%